

# 「石綿使用建築物等解体等業務特別教育」のご案内

一般社団法人 広島建築共同職業訓練協会

(一社)広島建築共同職業訓練協会(広島労働局長登録教習機関)は、このたび「石綿使用建築物等解体等業務特別教育」を開催します。令和4年4月1日から、建築物等の解体・改修工事を行う施工業者は、大気汚染防止法に基づき当該工事における石綿含有建材の有無の事前調査結果を都道府県等に報告することが義務づけられます。

解体工事や改修工事を請け負う多くの事業者が省令改正に対応する必要があり、その作業に従事する者は石綿取扱作業特別教育受講が義務付けとなっています。

修了者には講習終了後に下記の修了証(写真入り)を発行します。

## ＝ 開催要項 ＝

- 【日時】 令和4年8月7日(日) 8:30~13:30(休憩時間30分含む、昼食休憩なし) 時間厳守・遅刻者は受講不可
- 【会場】 草津事務所 3F 会議室(西区草津東1丁目7-32)
- 【受講料】 組合員 4,000円 員外 5,000円 ※テキスト代、修了証代含む。
- 【定員】 20名(定員になり次第、締め切り)
- 【申込み】 申込書(窓口に設置またはHPからダウンロード可)に記入の上、顔写真2枚(縦3.0cm×横2.5cm、裏面に指名記入)と受講料を添えて、7月22日(木)までに所属の地連事務所へ申し込んで下さい。
- 【その他】
  - ① 当日欠席・遅刻の場合、受講料の返金は出来ませんので御了承ください。
  - ② 駐車場はありません。公共交通機関でお越しいただくか、近隣の有料駐車場をご利用ください。
  - ③ 訓練協会に加入されていない方も受講可能です。申込時氏名、生年月日、住所が確認できる書類(免許証、保険証、住民票いずれか)の写しの提出が必要です。

【振込先】 広島銀行 横川支店 普通 1097491  
一般社団法人 広島建築共同職業訓練協会会長 原正

【問い合わせ先】 一般社団法人 広島建築共同職業訓練協会  
〒733-0861 西区草津東1丁目7-32  
TEL 082-292-7798 FAX082-294-0248

※新型コロナウイルス感染状況によっては、開催が中止になる場合があります。  
その際は、預かっている受講料については、返金いたします。